広島県告示第百二十三号

項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第

令和五年二月九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

天応西条三丁目二十四地区(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の表示

囲まれた土地の区域。 沿って結んだ線、標柱六号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に 十四年十一月七日広島県告示第千百四十四号(以下「告示」という。)で指定した土地に 次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成

標柱六号は告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とする。 ただし、標柱五号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線上に存する。

				天応町	以 中 一 下 下 下 下 に に に に に に に に に に に に に	市 · 区
下目 不 不 不 不 不 不 不 。 不 。 不 。 。 。 。 。 。 。 。				町	丁目 天応西条三	町
						大字
				甲手山		字
七五五番一一	七五五番八	七六〇番四	七五五番一三	甲手山一〇二二八番一	七五五番二八	地番
標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱五号	房 標柱二号、三号及び四	標柱一号	標柱番号